

「白鷹町国土利用計画（案）」と「白鷹町土地利用マスタープラン」のパブリックコメントについて、皆様のご意見をお寄せください

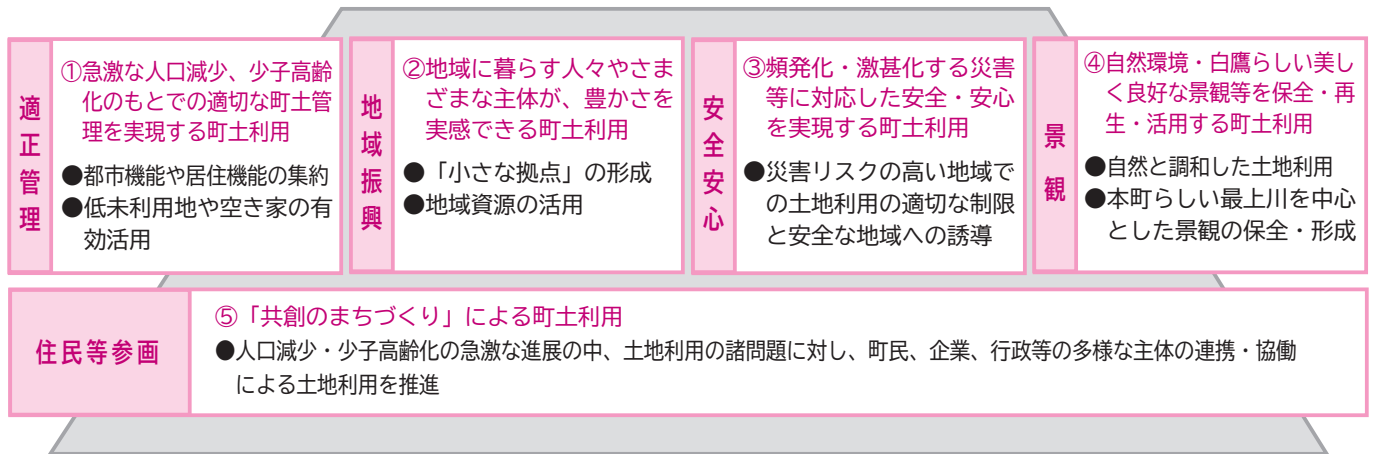
町では、国土利用計画法に基づき、町土利用の方向性を示す方針である白鷹町国土利用計画を今年度新たに策定します。また、併せて白鷹町土地利用マスタープランを策定します。

これらについて、これまで町の振興審議会、農業委員会、都市計画審議会の方々からご意見を頂き、このたび、それぞれの（案）としてまとめましたので、その概要をお知らせいたします。それぞれの（案）の全文については、各地区コミュニティセンターや町ホームページなどで公開しておりますので、内容をご覧いただき、皆様のご意見をお寄せください。なお、皆さんからのご意見を踏まえた上で、さらに検討を進め今年度中に策定する予定です。

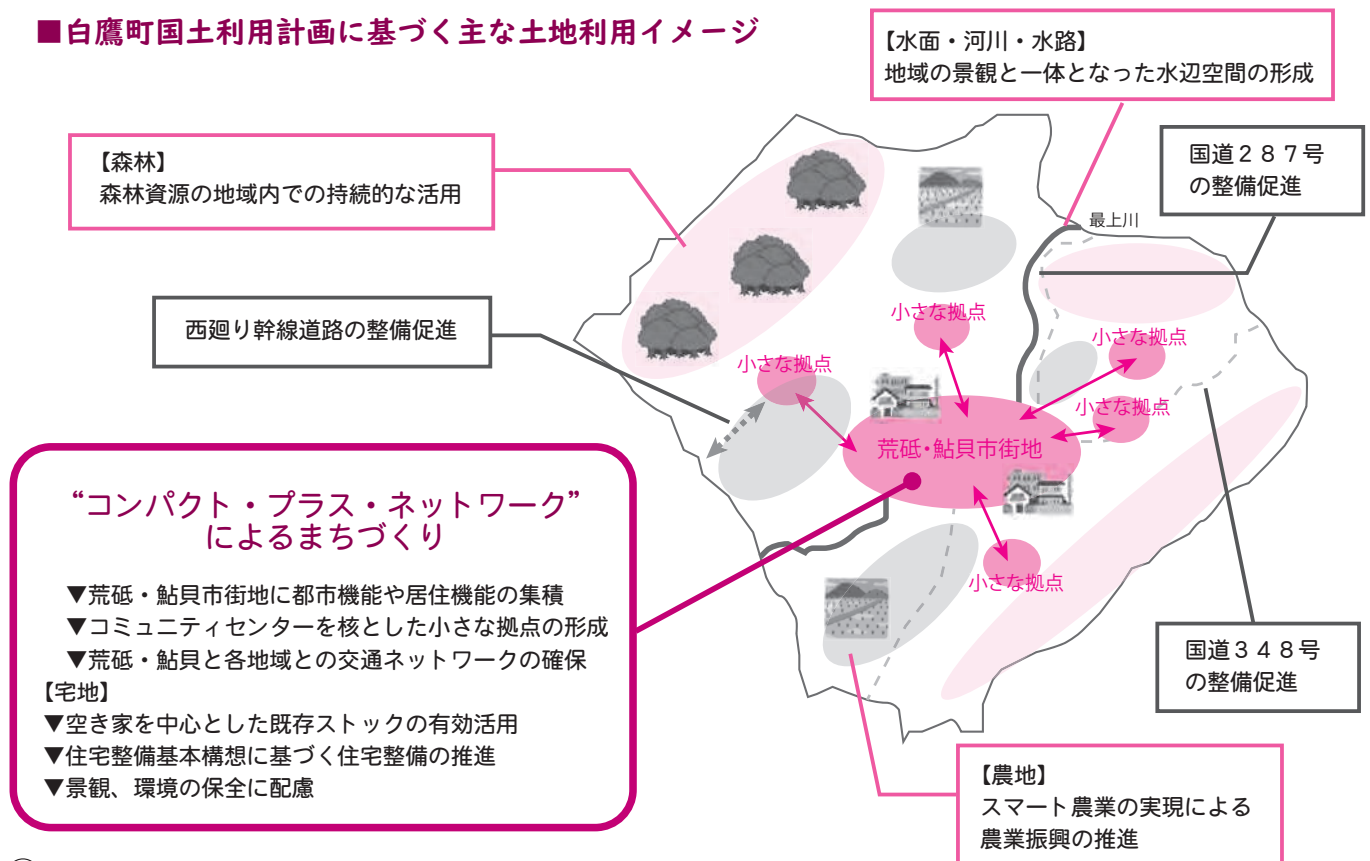
白鷹町国土利用計画（案）

■町土利用の基本方針

次の①～⑤を基本方針に掲げ、第6次白鷹町総合計画に基づく「コンパクト+ネットワーク」の視点による持続可能な町土の形成を目指します。



■白鷹町国土利用計画に基づく主な土地利用イメージ






プラン（案）

ください。

【意見募集期間】令和3年1月13日（水）まで（必着）

【ご意見・問い合わせ】企画政策課企画調整係 ☎ 85-6123

※ご意見は、「広報直通便」または、町ホームページに掲載の「意見提出様式」に必要事項をご記入の上、郵送・ファックス・電子メールなどでお寄せください。

種類別土地利用	基本方針
市街地地域 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の移動にも配慮した暮らしやすいまちづくり ○環境負荷が少ない都市構造の形成 ○住環境の整備 ○交通ネットワーク整備 ○災害や雪に強い都市構造の形成 ○美しくゆとりある環境形成
農山村地域 	<ul style="list-style-type: none"> ○優良農用地等の保全・確保 ○耕作放棄地の発生防止・再生利活用 ○農業用水路等の維持管理 ○6次産業化等による農林水産業の成長産業化を通じた健全な地域社会の構築 ○景観、自然環境、生態系の維持・形成 ○「小さな拠点」の形成促進
自然維持地域 	<ul style="list-style-type: none"> ○自然とのふれあいの場としての利用促進 ○生態系ネットワークの形成配慮と適正な保全 ○外来生物の侵入や野生鳥獣被害等の防止

地区別の概要とその展開方向

- 【蚕桑地区】▼古典桜を中心とした地域づくり▼袖パークのスポーツ・レクリエーション利用の推進▼西廻り幹線道路の整備促進
- 【鮎貝地区】▼立地適正化計画に基づく都市機能、居住機能の集積、住環境の整備▼文化交流、子育て空間の活用促進▼実淵川源流などの森林の保全
- 【荒砥地区】▼立地適正化計画に基づく都市機能、居住機能の集積▼まちづくり複合施設の活用▼健康福祉センター、町立病院の活用による、感染症や災害に対応する危機管理体制の構築
- 【十王地区】▼農地の積極的な保全と荒廃抑制▼ふるさと森林公園一帯の里山資源の活用
- 【鷹山地区】▼農地のグリーンツーリズムなどの交流推進 ▼「中山の棚田」を活用した地域振興とその保全
- 【東根地区】▼浅立地区、広野地区ほ場整備の推進▼農業を主とした秩序ある土地利用▼スマート農業の実現および水利施設等の保全高度化

地目別土地利用	基本方針	平成30年 (基準年次)	令和12年 (目標年次)	増減 (R12-H30)
農地 	<ul style="list-style-type: none"> ○基盤整備の推進 ○農用地の集積とスマート農業の実現 ○グリーンツーリズムの推進 	1,919 ha	1,798 ha	△ 121
森林 	<ul style="list-style-type: none"> ○「緑の循環システム」による町産材の循環利活用 ○境界明確化の推進 ○森林環境譲与税の活用による木材利用・木育促進 	10,181 ha	10,180 ha	△ 1
原野 	<ul style="list-style-type: none"> ○希少な動植物の生息地については保全に努める 	260 ha	260 ha	0
水面・河川・水路 	<ul style="list-style-type: none"> ○自然環境や景観の保全に配慮した河川改修の促進 ○町民の憩いの場としての活用 ○良好な水辺環境の形成 	445 ha	442 ha	△ 3
道路 	<ul style="list-style-type: none"> ○国道348号等の整備推進による本町版「職住近接」の実現と地域間対流の促進 ○長寿命化対策の推進 	599 ha	611 ha	12
宅地 	<ul style="list-style-type: none"> ○空き家等の有効活用 ○四季の郷エリアを中心とした住宅整備を推進 	622 ha	656 ha	34
その他 	<ul style="list-style-type: none"> ○重要性とニーズを踏まえ、環境の保全と耐災性の確保と災害時の活用に配慮し、計画的に整備 	1,745 ha	1,824 ha	79

必要な措置の概要

▼公共の福祉の優先▼土地利用に関する法律等の適正な運用▼地域振興施策の推進▼土地利用に係る環境の保全と安全の確保および町土の形成▼土地利用の転換の適正化▼土地の有効利用の促進

白鷹町土地利用マスタープラン（案）

■マスタープラン策定の趣旨

このマスタープランは、利用区分別に区域（ゾーン）の設定を行い、将来の土地利用の指針とするとともに適正な誘導を目的として策定するものです。

■町土利用の基本方向と各ゾーンの考え方

町土の利用にあたっては、現況の土地利用を踏まえ、総合的かつ計画的に行うものとするとともに、地域の自然や歴史・文化資源などを大切にする土地利用計画とするとともに、より良好なまちなみ景観を目指します。

ゾーニングの方針としては、基本方向に基づき、森林系3ゾーン（森林保全、森林生産、里山活用）、農業系3ゾーン（特別生産農地、生産農地、環境農地）、宅地系3ゾーン（農村集落、市街地居住、産業創造）、水辺空間ゾーン、歴史・文化ゾーンの合計11ゾーンとしてゾーニングします。